4.水資源開発関係の動向について

(1)水資源開発基本計画

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画(以下「フルプラン」という。)については、国土交通省水資源部が中心となり、指定水系ごとに水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われている。これまで、吉野川水系については平成14年2月、木曽川水系は平成16年6月、筑後川水系は平成17年4月、豊川水系は平成18年2月、利根川・荒川水系は平成20年7月、淀川水系については平成21年4月に全部変更された。さらに、豊川水系では平成20年6月に、利根川・荒川水系及び木曽川水系では平成21年3月に一部変更が行われている。また、中間評価として、全部変更後、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行うこととしており、平成21年7月に吉野川水系、平成22年9月には木曽川水系の中間評価がとりまとめられ、現在、筑後川水系の中間評価が行われているところである。なお、今年度の中間評価においては、個別事業の必要性を評価することはなく、後述するダム検証の結果、必要に応じてフルプランを変更する方針である。

フルプランの全部変更で最も基本となるのは、将来の水の需給を想定する作業であり、国土交通省から関係都府県へ調査依頼がなされることとなる。しかし、将来の需給推計作業が大幅に遅れているもの、関係する市町村・事業体の推計値を単純に積み上げただけで都府県としての精査が不十分なもの、近年の傾向を踏まえず過去のトレンドを基に依然として過大な需要推計をしているもの等が散見され、結果としてフルプランの変更作業全体に支障をきたしている例が見受けられる。

したがって、関係都府県においては、計画変更に必要な水の需給想定調査等の実施に当たり十分に精査されたデータの提供をしていただけるよう協力方よろしく お願いする。

(2)総合水資源管理

国土審議会水資源開発分科会調査企画部会においては、気候変動等によるリスクを踏まえた水資源分野における対応策について、平成20年3月から検討が進められ、平成20年10月にその中間とりまとめが公表された。

地球温暖化に伴い大規模渇水の発生や高潮災害等が懸念され、また、相互に関連を有し、同じ水系に水資源を依存する地域の中での利害調整や合意形成が必要な

様々な課題が顕在化してきている。

この中間とりまとめでは、このような状況を踏まえ、今後は、一つの水系に依存する流域を単位とした水にかかわる主体が連携・調整しながら、水量と水質、表流水と地下水、平常時と緊急時を総合的、一体的に考え、対策の適切な組み合わせ、適切な順序での施策を行うことが必要であり、水資源政策を従前の「開発」を主とする方策から、「総合水資源管理(IWRM)」へと転換することを提案しているものである。

また、平成22年9月に国土交通省がとりまとめた木曽川水系水資源開発基本計画の中間評価結果においても、「新たな水資源開発の計画は見込まれないという現状を踏まえれば、今後、過去からの水利用等について把握した上で、限りある水資源を有効に活用するため、既存施設の長寿命化・効率的な運用、水利用の円滑化・効率化など総合的・広域的に水資源をマネジメントするための検討が必要である。このため、総合水資源管理について、木曽川部会の意見や他水系の点検結果も踏まえ、具体化に向けて引き続き検討していくこととする。」と整理している。

今後、国土交通省水資源部では総合水資源管理の具体化に向けて、関係する主体の方々の意見を幅広く聞きながら、概念や内容を精査していく予定であり、厚生労働省においても関係省庁と連携し、その内容が水資源管理の効果的な枠組みとなるよう関与していくこととしている。なお、<u>都道府県及び水道事業者等においても、水資源管理に関する意見等あれば、積極的に厚生労働省へ提出願いたい</u>。